

第5章

都市計画マスタープラン 実現の方策

5-1. まちづくりの基本的な進め方

1. 各種事業の進め方

道路や公園の整備、土地区画整理事業など新規に事業を進める際には、その事業の効果分析や環境への影響など十分な事前調査を実施し、必要性や事業効果の高いものから優先的に実施することとします。

例えば都市計画道路を整備する場合、「費用便益比の高い路線であること」「環境対策」「交通安全対策」「地域の活性化」「面的整備事業の熟度」などの評価項目が考えられますが、国や県で実施している評価手法等を参考にして検討していきます。

また、限られた予算の中で、事業の実施においては、「選択と集中」の考え方に基づき、短期間での効果発揮を目指します。

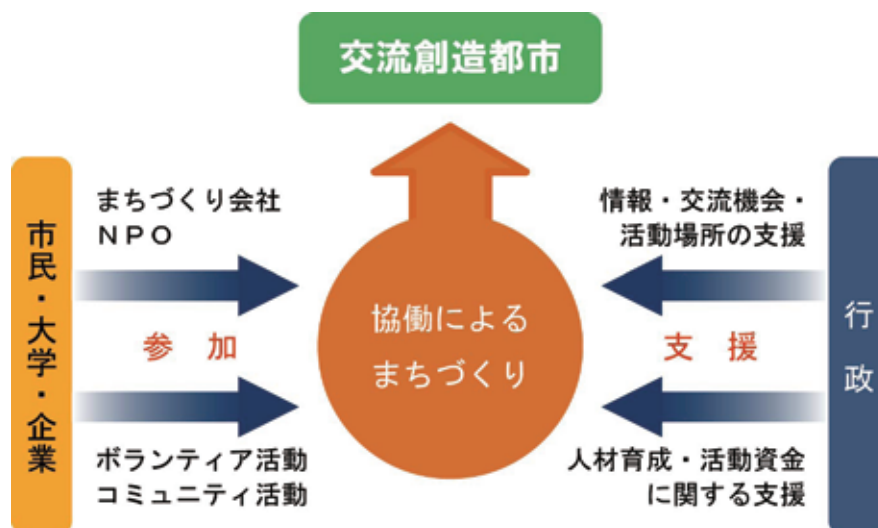
2. 協働によるまちづくり

本市のまちづくりについては、市民、大学、企業、行政の各主体が連携しながら、責任と役割を担う、協働によるまちづくりを基本に進めていきます。

都市計画マスタープランは、まちづくりの考え方を示したものであり、実現に向けてより詳細な個別計画の検討が必要になります。これらの計画策定に際しては、情報の提供、意見交換の機会等を充実して、行政と市民との間で事業目的や問題意識について共通の理解を持つことができるよう努めていきます。

また本市では、平成14年の都市計画法の改正による都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）の制定に合わせ、市民参加によるまちづくりを実践していくための仕組みが整えられています。高崎問屋町地区の地区計画は、都市計画提案制度を活用して、地域住民による「問屋町まちづくり研究会」が計画提案したまちづくりのルールを都市計画決定したものです。

このように、市民が自発的・積極的に地区の将来像を話し合い、まちづくりを進めることに対して、行政は支援をしていきます。



5-2. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、上位計画の見直しや各種施策の進捗状況、社会経済の変化などに応じて、市民参加のもとに見直しを行います。

また、定期的にまちづくりに関するシンポジウム、講演会などを開催し意識の啓発を行うとともに、景観賞などの表彰を行うことによりまちづくりへ参画する意欲と関心の増進を図ります。

